

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課→広報課

案件名	「藤枝市災害廃棄物処理計画」(案)
「藤枝市災害廃棄物処理計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	4 人
(2) 提出された意見の数	11 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	1 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	0 件
(3) 今後の参考とする意見	6 件
(4) 反映できない意見	0 件
(5) その他(質問含む)	4 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>22ページの仮置場の抽出について、東日本大震災では、仮置場で自然発火による火災が頻繁に発生していた。火災についても抽出時に留意する要件とするべきである。</p> <p>32ページの仮置場の設置・管理・運営の②で、火災防止について記載があるが、更に火災防止が図られるよう危険物への対応の記載、消防用設備の設置、定期的な点検などの追記を行い、詳細についてはマニュアル等の作成を期待したい。</p>	<p>22ページの仮置場抽出時に留意する要件に火災を追記いたします。</p> <p>32ページの仮置場配置計画における注意事項に火災防止への留意事項を追記いたします。</p>	反映した意見
		<p>32ページの仮置場配置計画における火災発生の防止については、今後改訂する「がれき・残骸物処理ガイドライン」へ詳細を記載いたします。</p>	今後の参考とする意見
2	<p>27ページの災害廃棄物の撤去について、ガレキの中には鋭利なものや木材など撤去時に怪我を負いやすいものが多い。それらは、土砂等で汚れていることも多く、撤去作業時に創傷した場合、感染症に侵される危険がある。汚泥等が流出した地域などでは、創傷に伴う感染症だけではなく、水や土壌に直接接触ることによる経皮感染、塵埃やエアロゾル等を吸引することによる呼吸器感染等の危険がある。その予防についての記載をお願いしたい。</p>	<p>記載事項の詳細について、今後改訂する「がれき・残骸物処理ガイドライン」へ記載いたします。</p>	今後の参考とする意見

3	<p>31ページのボランティアの活用について、アスベストの問題やヘドロの処理などへの専門知識が不十分な多くのボランティアが廃棄物処理に従事することが予想される。この時に、二次的な健康被害を防ぐ対策が重要である。ボランティアが現場で安心・安全に作業できるように、必ずマスクの着用等の基本的事項やアスベスト判別法、ヘドロを含む土砂への対応方法などを記載したガイド（マニュアル等）の作成が望まれる。</p>	<p>ボランティアの健康被害の防止、廃棄物処理に関する留意事項等は、今後改訂の各ガイドラインへ記載いたします。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
4	<p>熊本地震では、公園等に車中泊で避難する住民の姿があった。仮置場候補地となっている公園等は、事前に住民へしっかりと周知しておく必要がある。</p>	<p>実際の仮置場の設置は仮置場候補地の避難場所としての使用がないこと等実態をみて検討します。 仮置場設置の住民への周知は、看板やチラシ等で周知を図り、その他ホームページや広報誌等を使用して周知を図ります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
5	<p>廃棄物の処理については、安全・健康面への二次被害が想定される。ガイドラインの作成時にしっかりとした記載を期待する。</p>	<p>二次被害の防止及び安全管理については、各ガイドラインへ掲載いたします。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
6	<p>51ページの災害廃棄物仮置場候補地一覧のうち、ふじみ台公園の概算面積が2,600㎡とありますが、実際に計測すると1,600㎡程度と1,000㎡程度大きくなっていますが、隣接する調整池を使うのか。</p>	<p>隣接する調整池の使用は計画に含まれておりません。公園の概算面積は、公園の敷地全体の面積を掲載しています。</p>	<p>その他</p>
7	<p>ふじみ台公園を災害廃棄物仮置場とする場合、この公園は1次避難場所にもなっています。故に、半分程は住民が集合できる様にしておく必要があります。</p> <p>巨大地震が発生して、その数日後、数か月後に連動地震（富士川河川断層帯連動、糸魚川・静岡構造線断層帯連動、南海地域でのプレート境界型地震等）も発生する恐れがあります。</p> <p>故に、公園の全面使用でなく、瀬戸川上流区域の農地などを「中間処分場」として使用してもらえる様、災害が発生する前に協定を結ぶなどの作業をしておく必要があると考えます。</p>	<p>仮置場の設置にあたっては、仮置場の被災状況、候補地の避難場所としての利用がないことなどを考慮し、設置を検討します。</p> <p>仮置場は、災害発生後に仮置場候補地の中から優先順位の高いA1ランクから順次選定を考えています。今後は、民有地の利用を考え、協定について検討してまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>

8	仮置場の設置基準は、市全体を考慮しており、自主防災会ごとなど地域ごとではない。自分の地域の仮置場が市全体を考えて設置されていることを周知しておかないと、トラブルになる。	実際の仮置場の設置は仮置場候補地の避難場所としての使用がないこと等実態をみて検討します。 仮置場に関する住民への周知は、看板やチラシ等で周知を図り、その他ホームページや広報誌等を使用して周知を図ります。	今後の参考とする意見
9	避難所以外（自宅避難や車中避難）から発生する生活ごみやし尿への対応はどうするのか。	避難所及び通常の燃やすごみやし尿等の収集運搬については、被害状況によりますが、通常の収集体制の早期回復を図ることとし、詳細は、今後改定する「地震災害ごみ処理ガイドライン」「し尿処理ガイドライン」に掲載します。	今後の参考とする意見
10	マンホールトイレ、ワンボックストイレとは何か。	マンホールトイレとは、指定避難場所に設置する公共下水道直結の配管システムを利用した仮設トイレのことです。ワンボックストイレとは、建設現場やイベント等で使用されているボックス型のトイレです。	その他
11	33ページの仮置場の人員配置とあるが、誰が行うのか。近隣住民は含まれるのか。	仮置場の運営については、市・関係団体・事業者・ボランティア等で行い、近隣住民等の一般住民は考えておりません。	その他

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	<ul style="list-style-type: none"> ・藤枝市災害廃棄物処理計画 ・新旧対照表
----	---

意見公表場所	市ホームページ ・ 市役所1階行政情報コーナー ・ 環境政策課 ・ 岡部支所 ・ 文化センター ・ 各市立公民館
--------	--

担 当 課	藤枝市 環境水道部 環境政策課 （担当者 松井） 電話 : 054-643-3183 電子メール : kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp
-------	---